

障がい者通所施設における食費実費負担に係る減免措置の継続を求める意見書

現在、生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯で障がいのある方の通所施設利用に際して、食費には負担軽減措置がとられている。これを厚生労働省は、来年度から軽減措置の廃止、全額自己負担とする方向性を示している。

全額自己負担になると月22日の施設利用で現在、月平均の食費負担が約5,000円であるものが、約1万4,000円程度になるとの報道もあり、大きな負担増になる。

生活介護や就労継続支援B型のサービスだけでも全国で延べ約50万人が利用しており、このうち約7割の事業所が軽減措置の対象となっている。

生活介護等の通所施設利用者の多くは、年金と工賃が主な収入となっており、三鷹市内にある就労継続支援B型の幾つかの施設にお伺いしたところ利用者の月平均の工賃は約1万円ほどだとのことである。

また障がい者団体「きょうされん」が2016年5月に行った調査では、障がいのある方の98.1%が年収200万円以下という実態も報告されている。

こういった障がいのある方の実情から考えれば、通所施設の食費全額負担がいかに大きな「障害」として障がいのある方にさらなる過重な社会的、制度的障害を背負わせることになるかは火を見るより明らかである。

政府は、障がいのある方も地域で安心して暮らせる社会の構築を目指しており、この政策的流れにも逆行するものである。

また負担増のために、施設利用を控える方が出てくる可能性も予想される。障がいがあっても社会の中で生きがいを持って暮らしていけるという福祉のあり方そのものをも否定するものでもある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、障がい者通所施設における食費実費負担に係る減免措置の継続を強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月21日

三鷹市議会議長 宋 戸 治 重